E海域 長崎県長崎市大立神灯台より熊本県天草市魚貫埼を結ぶ線以東の規制海域。	浮　縄	平成三十年五月一日から十一月五日まで及び平成三十一年四月六日から四月三十日まで
	底　縄	平成三十年五月一日から十一月五日まで及び平成三十一年四月六日から四月三十日まで

（表中の緯度・経度は日本測地系）

3　小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年五月一日から平成三十一年四月三〇日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

平成三十年三月十九日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　田中　栄次

1　指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、平成三十年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成三十年三月十九日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　田中　栄次

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「日本海・九州西海域」　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第百十条第二項に規定する日本海・九州西海域

(2)　「沿岸くろまぐろ漁業」　次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ　法第六条第三項に規定する定置漁業

ロ　法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ　法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ　法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ　特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる漁業

ヘ　法第六十六条第二項に規定する漁業

ト　別表の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

2　操業の禁止

平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3及び4の規定による日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3　操業の承認

(1)　この指示の有効期間の開始の日の前日（平成三十年四月三十日）において、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第四十八号の3の(1)及び4の(4)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧承認者」という。）で、次に掲げるイ及びロの条件を満たす者は、平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成三十年五月十八日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ　平成二十五年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。ただし、前段に該当しない場合であって、申請者の所属漁業協同組合の代表理事組合長等が特に認める者で、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

ロ　申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、国が発出した「くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛の要請について（平成三十年一月二十三日付け二十九水管第二六八七号水産庁資源管理部長通知）」に明らかに応じない漁業者ではない旨の意見書があること。

(2)　平成三十年五月十八日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3)　(1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び様式第一号の二による承認申請書に、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4)　(1)の規定による承認の申請は、委員会事務局に提出するものとする。

4　承認証の交付と変更の承認

(1)　委員会は、3の(1)の承認をしたときは、その承認者（(2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。(4)の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(2)　現承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号及び様式第三号の二による変更承認申請書に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3)　(2)の規定による変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、原簿謄本を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。